

# 尾道市空き家等改修支援事業補助金 チェックシート

- ⇒補助申請者が改修後の物件に居住する ①へ  
⇒補助申請者は改修後の物件に居住しない ②へ

## ①申請者が居住予定者の場合

＜以下にチェック＞ ※いずれかに当てはまること。当てはまらない場合は補助対象外となります。

チェック	申請条件
①□	空き家バンク登録物件を購入し、居住する予定である。
②□	空き家バンク登録物件を借り、所有者の同意の上改修し居住する予定である。

尾道市の空き家バンク  
(因島地区、御調地区、原田・木ノ  
庄東地区含む)が対象です。

＜以下にチェック＞ ※1つでもチェックが入らない場合は補助対象外となります。

チェック	補助対象者
①□	現在尾道市外に居住している。または、現在尾道市に居住しており、対象物件に転居後は現在の住まいが空家等にならない。※ ※現在の住まいが賃貸住宅、共同住宅の一室、他に居住者がいるため転居後に空家等とならない、等
②□	改修工事完了後、30日以内に対象物件に居住する予定である。
③□	居住後は対象物件に10年以上定住する意思を持っている。
④□	(購入者の場合)前所有者とは3親等内以外である。 (賃貸借の場合)所有者とは3親等内以外である。

裏面③に進んでください

## ②申請者が居住予定者でない場合

＜以下にチェック＞ ※当てはまらない場合は補助対象外となります。

チェック	申請条件
①□	所有する空き家バンク登録物件に賃貸借契約の相手が居住する予定である。

尾道市の空き家バンク  
(因島地区、御調地区、原田・木ノ  
庄東地区含む)が対象です。

＜以下にチェック＞ ※1つでもチェックが入らない場合は補助対象外となります。

チェック	補助対象者
①□	居住予定者は現在尾道市外に居住している。または、現在尾道市に居住しており、対象物件に転居後は現在の住まいが空家等にならない。※ ※現在の住まいが賃貸住宅、共同住宅の一室、他に居住者がいるため転居後に空家等とならない、等
②□	居住予定者は改修工事完了後、30日以内に対象物件に居住する予定である。
③□	居住予定者は対象物件に10年以上定住する意思を持っている。
④□	居住予定者とは3親等内以外である。
⑤□	改修工事が完了し、補助金額の確定後10年間は賃貸借契約を中止する予定は無い。

裏面③に進んでください

### ③共通事項

＜以下にチェック＞ ※1つでもチェックが入らない場合は補助対象外となります。

チェック	補助対象物件・工事
①□	改修予定の物件は尾道市の空き家バンクに登録している。
②□	戸建て住宅、長屋住宅、集合住宅、併用住宅のいずれかである。 (長屋住宅、集合住宅の場合)全棟空室であること (併用住宅の場合)延べ面積の2分の1以上が居住部分であること
③□	概ね1年以上、人が居住又は使用していない。
④□	市内に本店、支店、営業所等を置き、建設業の許可などを受けた者が施工する工事である。
⑤□	④の工事で、次のいずれかに該当するものである。 ア 台所、浴室、便所、洗面所等の改修 イ 内装、屋根、外壁等の改修
⑥□	他の公的な補助金と補助対象を同一としない改修工事である。

※上記項目は主要な条件であり、別途条件があります。(市税等の滞納等)

### ④申請書類

＜申請条件に該当する方は、次の書類をすべてご準備ください＞

チェック	申請書類
①□	補助金交付申請書(様式第1号)
②□	誓約書(申請者が居住予定者の場合)(様式第2号)
③□	誓約書(申請者が居住予定者でない場合)(様式第3号)
④□	市税等納付状況照会承諾書(様式第4号)
⑤□	建物の登記事項証明書または所有者が確認できる書類
⑥□	補助対象建物が概ね1年以上使用されていないことを確認できる書類 (例)電気、ガス、水道の使用についての証明書等(いずれか1つ)
⑦□	居住予定者全員分の住民票の写し
⑧□	改修工事に要する経費に係る見積書の写し(内訳の分かるもの)
⑨□	改修予定箇所の位置及び改修の内容の詳細が分かる書類
⑩□	改修予定箇所の現況写真

＜該当する方のみご準備ください＞

チェック	申請書類
①□	空家等の売買契約書又は賃貸借契約書の写し(売買契約又は賃貸借契約の場合に限る。)
②□	空家等の改修に関する所有者等の承諾書の写し(賃貸借契約の場合に限る。)
③□	居住予定者が対象物件に転居後、現在の住まいが空家等にならないことが分かる書類(居住予定者が市内居住の場合に限る。) ※賃貸借契約書の写し、住民票の写し、等